

指定難病の医療費助成「後縦靭帯骨化症、黄色靭帯骨化症の重症度分類について」

「難病法」による医療費助成の認定対象となるのは、原則として「後縦靭帯骨化症」、「黄色靭帯骨化症」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合です。

後縦靭帯骨化症、黄色靭帯骨化症の「重症度分類」は下記のとおりです。

後縦靭帯骨化症、黄色靭帯骨化症の「重症度分類」

(難病情報センターホームページより)

<重症度分類>

下記の(1)、(2)の項目を満たすものを認定対象とする。

(1) 画像所見で後縦靭帯骨化又は黄色靭帯骨化が証明され、しかもそれが神経障害の原因となつて、日常生活上支障となる著しい運動機能障害を伴うもの。

(2) 運動機能障害は、日本整形外科学会頸部脊椎症性脊髄症治療成績判定基準(表)の四肢運動機能Iと下肢運動機能IIで評価・認定する。

頸髄症:I. 四肢運動機能、II. 下肢運動機能のいずれかが2点以下

(ただし、I、IIの合計点が6点又は7点であっても手術治療を行う場合は認める。)

胸髄症あるいは腰髄症:II. 下肢運動の評価項目が2点以下

(ただし、3点でも手術治療を行う場合は認める。)

日本整形外科学会頸部脊椎症性脊髄症治療成績判定基準(抜粋)

I. 四肢運動機能

→ 0. 箸又はスプーンのいずれを用いても自力では食事をすることができない。

→ 1. スプーンを用いて自力で食事ができるが、箸ではできない。

→ 2. 不自由ではあるが、箸を用いて食事ができる。

3. 箸を用いて日常食事をしているが、ぎこちない。

4. 正常

注1 きき手でない側については、ひもむすび、ボタンかけなどを参考とする。

注2 スプーンは市販品を指し、固定用バンド、特殊なグリップなどを使用しない場合をいう。

II. 下肢運動機能

→ 0. 歩行できない。

→ 1. 平地でも杖又は支持を必要とする。

→ 2. 平地では杖又は支持を必要としないが、階段ではこれらを要する。

3. 平地・階段ともに杖又は支持を必要としないが、ぎこちない。

4. 正常

注1 平地とは、室内又はよく舗装された平坦な道路を指す。

注2 支持とは、人による介助、手すり、つかまり歩行の支えなどをいう。

<まとめ> 後縦靭帯骨化症、黄色靭帯骨化症の方が医療費助成の認定対象となるには、

下記①、②(重症度分類)を満たすことが必要となります。

①骨化が証明され、それが神経障害の原因となり日常生活上支障となる著しい運動機能障害を伴う

②運動機能障害(上記 判定基準)として下記を満たすもの

●頸髄症の方は・・・

I. 四肢運動機能、II 下肢運動機能の「0、1、2」のいずれかに当てはまる場合

●胸髄症あるいは腰髄症の方は・・・

II. 下肢運動機能の「0、1、2」のいずれかに当てはまる場合

*なお、手術治療を行う場合は上記の項目を満たさない場合であっても認められることがあります。

*なお、重症度分類は、直近6か月間で最も悪い状態をもとに医師が上記①、②等を判断します。